

<h1>静岡市報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

告 示

静岡市告示第37号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質を変更しようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定したので、次のとおり告示する。

令和3年2月1日

静岡市長 田 辺 信 宏

1 形質変更時要届出区域

静岡市清水区袖師町字日ノ出1900番6、字月見1920番11、字昭和1950番5及び字飛島1970番5のそれぞれの一部（別図のとおり）

2 当該形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

- (1) 鉛及びその化合物
- (2) 砒素及びその化合物
- (3) ふっ素及びその化合物

3 その他

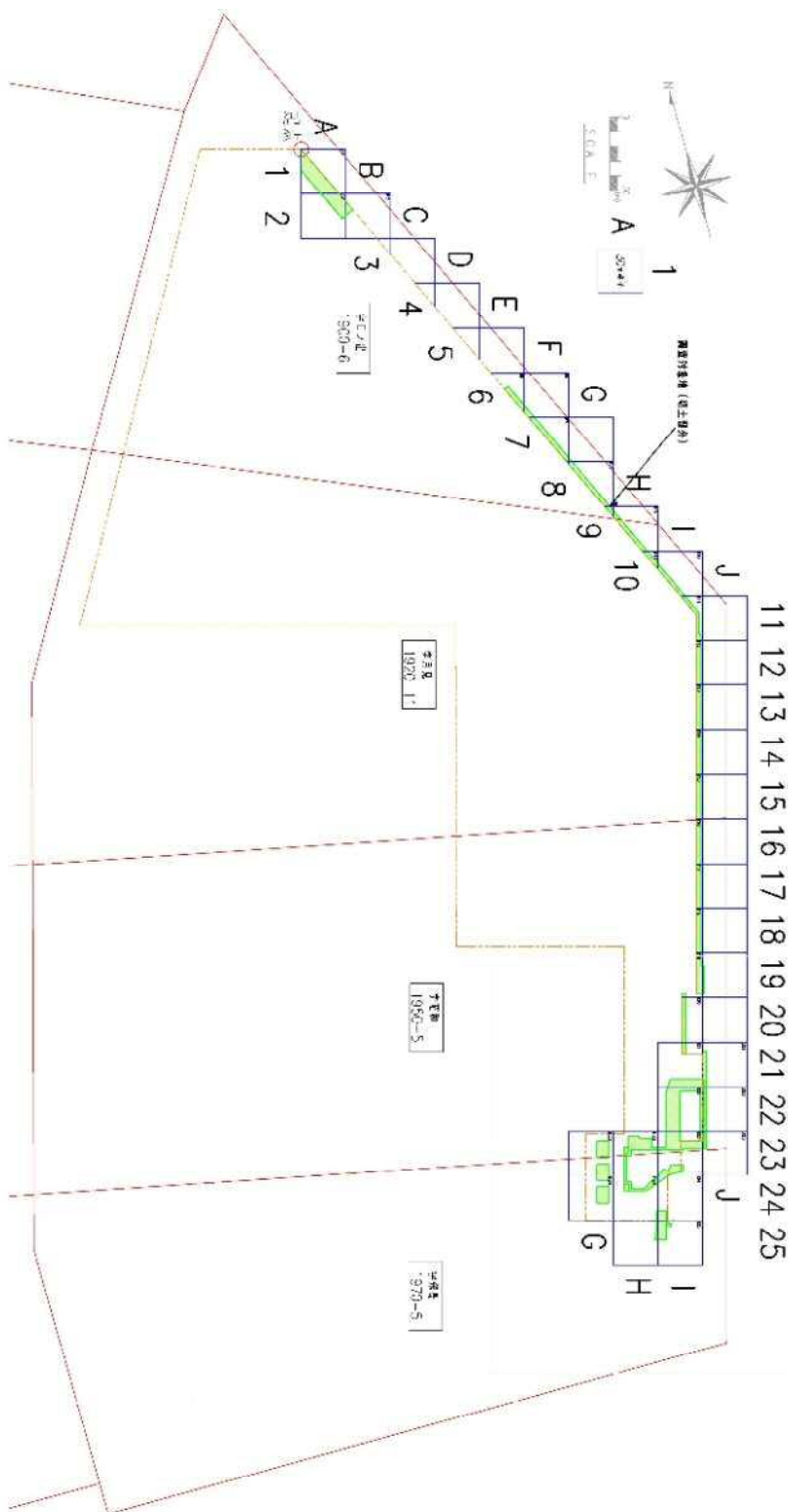
この告示により指定する形質変更時要届出区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第12号（埋立地管理区域）に該当する。

別図（周辺地図）



静岡市清水区袖師町字日ノ出1900番6、字月見1920番11、字昭和1950番5及び字飛島1970番5のそれぞれの一部

(平面図)



形質変更時要届出区域 (埋立地管理区域)

黄緑色に着色された部分